

麻薬教育認定薬剤師認定制度に関する質問

Q1：申請には「過去5年以内に、がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会（厚生労働省、麻薬・覚せい剤乱用防止センター等主催）に1回以上参加」とあり、認定シールを貼って提出とあります。緩和薬物療法認定薬剤師申請とは同時に併願ができないという認識でよろしいでしょうか？

A1：「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」ですが、緩和薬物療法認定薬剤師申請との重複申請はできませんが、その重複申請年に2回受講することでどちらの認定も申請することができます。

Q2：緩和薬物療法認定薬剤師申請と同時申請するにあたり、同じ内容の「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」をわざわざ2回行かなければならないのでしょうか？

A2：「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」は、各講習、会場毎に内容が異なるため、複数回受講することはとても有意義です。なお、平成28年度「がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会」開催予定ですが、6-7月には公表される予定となっております。

Q3：要件となっている“1年間に1回以上（5年間で5回以上）医療用麻薬に関する講習会（薬局等の施設単位で行う、青少年、患者やその家族、一般市民等を対象にした勉強会等）において、講師を務めること”という項目で、病院が一般市民を対象に行っている勉強会でブースを出し、その中のミニレクチャー等で講習会を行ったり、資料を配布して啓発を行うことは、この要件をみたすでしょうか？また教育モジュールを複数回に分けて行うことも可能でしょうか？

A3：報告書の内容をみないと分かりませんが、条件をみたすと考えます。また、ヘルパーさんや在宅に携わる医療従事者に対する講習会でも要件をみたすと考えます。教育モジュールは教育を行う際のツールとして適宜選択してお使いください。全て使用しなければいけないというわけではありません。

Q4：現在、研修会および確認テストを申請していますが、がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用の講習会を申請期間までに オンデマンドを含めて受講できる可能性はありますでしょうか。

A4：こちらでは、開催について把握しておりませんので、麻薬、覚醒剤防止センターに直接お問い合わせいただければと思います。なお、薬剤師研修センターでのビデオオンデマンドについてですが、内容を更新していないため、現在は受講できず今のところ更新の予定もないとのこと。

Q5：認定取得後の医療用麻薬に関する講習会についてですが、開催場所、頻度や講習を行うローテーションなどはどのようになっていますでしょうか

A5：学会では、現時点では研修会の案内を行なっていません。ご自分のスケジュールに合わせて、研修会を開催、またはご参加できる場所を選択していただければと思います。その際に参加費等が発生したとしても、当学会では関与いたしません。

Q6：麻薬教育認定薬剤師認定研修会は、各認定制度の研修単位はもらえないのでしょうか

A6：本研修会は、麻薬教育認定薬剤師認定のみの研修会であり、緩和薬物療法認定薬剤師の単位認定シール、他学会や団体の認定単位シールなどは付与されません。

Q7：麻薬教育認定薬剤師認定研修会に参加し、また確認テストに合格しましたが、有効期間は当該年度の申請のみでしょうか

A7：研修会参加証ならびに確認テスト合格証は、次年度まで有効ですのでご利用ください。